

紛争鉱物に関する EU の取り組みを巡る動向

2014 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

2014年3月5日、欧州委員会とEU外務・安全保障政策上級代表は、紛争鉱物の取引を規制する規則案を含む対策措置に関する共同コミュニケーション「紛争地域及び高リスク地域からの責任ある鉱物調達」を発表した¹。同規則案²は、輸入業者が自発的に行うデュー・ディリジェンスの自己認証制度を整備しようというもので、併せてこうした動きを促すためのインセンティブ措置も提案された。輸入業者の自主性に基づく非拘束的な自己認証制度ということもあり、域内ステークホルダーからは同案の実効性を巡り様々な反応が出ている。

本レポートでは、今回の欧州委員会案を概説した上で、現行の国際的な紛争鉱物規制の枠組みとなっている米国ドット・フランク法、経済協力開発機構（OECD）のデュー・ディリジェンス・ガイダンス（DDG）との比較を行う。また、紛争鉱物問題への取り組みとして2014年3月17日～18日に、EICCとGeSIが開催したConflict Free Sourcing Initiative（CFSI）のワークショップにおける関係者による議論を中心に³、EUの紛争鉱物規制を巡る現在の主な論点を明らかにし、今後の方向性を理解する一助としたい。

目次

1. 背景.....	1
2. 欧州委員会の紛争鉱物規制案の概要.....	2
3. 米国ドット・フランク法、OECDのDDGとの比較.....	5
4. 各界からの反応.....	7
5. 今後の見通し.....	8

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152228.pdf

² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152227.pdf

³ <http://www.conflictreesourcing.org/events/13th-conflict-free-sourcing-initiative-workshop/>

1. 背景

2010年に制定された米国ドット・フランク法の第1502条において紛争鉱物規制が策定されたのを契機に、EUにおいても同様の規制導入に向けた議論が開始された。欧州議会で紛争鉱物の規制化に向けた検討が行われる一方、欧州委員会は2011年2月と2012年1月に発表した貿易政策に関する2つのコミュニケーションの中で紛争鉱物対策の重要性を位置付けた⁴。しかし、2013年3月～6月にかけて欧州委員会が実施したコンサルテーションでは、産業界を中心に責任ある資源調達に対して関心を持つものの、回答者の約8割は規制の義務付けに反対していることが明らかとなった。NGOなどの働きかけもあり、規制化に向け積極姿勢を見せていた欧州議会は、この問題に対する公聴会を重ねて開催し、2014年2月には欧州議会本会議がサプライチェーンの上流に対して法的拘束力のある義務付けを行う旨の決議を採択した。

こうして法的拘束力を持たせた対策措置をとるのかが焦点となる中で、欧州委員会は2014年3月5日、「責任ある鉱物調達」を実現すべく、輸入業者が自発的に行うデュー・デリジェンス（以下、DD）の自己認証制度を盛り込んだ規則案と対象企業へのインセンティブ措置を柱とする対策を発表した。

表1 EUの紛争鉱物規制案の作成過程

2010年10月	欧州議会在紛争鉱物に関する決議を採択 ⁵
2013年1月	欧州委員会が紛争鉱物対策検討作業開始を表明
2013年3月27日～6月26日	欧州委員会がパブリックコンサルテーション ⁶ を実施
2013年6月3日	欧州議会在Eurac ⁷ と協力して公聴会「紛争と危険地域からの責任ある鉱物調達に関するEUイニシアティブ」を開催
2013年7月	パブリックコンサルテーションの結果報告書 ⁸
2013年9月17日	欧州議会在公聴会「発展途上国における採取産業を含む、責任あるビジネスプラクティスを通じた開発の促進」を開催 ⁹
2014年2月26日	欧州議会本会議が決議「責任あるビジネスプラクティスを通じた発展の促進」を採択 ¹⁰
2014年3月5日	欧州委員会とEU外務・安全保障政策上級代表が紛争鉱物規制案を発表

⁴ “Communication on Commodity Markets and Raw materials “
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0025:FIN:EN:PDF>)

“Communication on trade, growth and development”
(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/january/tradoc_148992_EN.pdf)

⁵ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&reference=P7-TA-2010-0350&language=EN>

⁶ http://trade.ec.europa.eu/consultations/?consul_id=174

⁷ The European network for Central Africa (<http://www.eurac-network.org/accueil.php?lg=en&pg=home>)

⁸ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152231.pdf

⁹ <http://www.europarl.europa.eu/committees/en/deve/events.html>

¹⁰ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2014-0163>

2. 欧州委員会の紛争鉱物規制案の概要¹¹

欧州委員会は、今回の規制案の目的を、①鉱物の採掘・貿易が武力紛争の資金源となるリンクを断つ、②紛争地域を原産地とする鉱物に対して EU 市場をより責任のあるものにする、③全サプライチェーンの DD の遵守能力を高める、の 3 点とし、輸入業者が自発的に行う DD の自己認証制度を含む規則案とその実施を促すためのインセンティブ措置を提案した。

(1) 原産国及び紛争鉱物のスコープ - (リスク回避による) 実質的禁輸措置を防ぐ

今回の規則案は、経済協力開発機構 (OECD) のデュー・ディリジェンス・ガイドライン (DDG) と同様に、原産国のスコープを「規制対象となる国」とし、すなわち地理上の特定は行っていない。しかし、規則案と同時に発表された影響評価報告書¹²では、現時点で紛争地域とみなしうる具体的な国名¹³を挙げている。

米国のドット・フランク法の第 1502 条では、対象がコンゴ共和国及びその周辺国に限定されたため、企業がリスク回避のために対象地域からの調達を控えるようになってしまったという経緯がある。すなわち、特定の地域や国のみを扱えば、問題解決を図らないままに企業活動を他の地域に移してしまうため、地理的スコープを拡大するのが望ましいという考え方に立って、欧州委員会は今回の提案を行ったものとみられる。

一方、対象となる紛争鉱物は、金、3T (タンタル、錫、タングステン) とし、以下の表 2 のリストを添付している。しかし、2014 年 3 月 17 日～18 日に、Electronics Industry Citizenship Coalition (EICC) と Global e- Sustainability Initiative (GeSI) が開催した Conflict Free Sourcing Initiative (CFSI) ワークショップでは、同表のリストが上記 4 種類の鉱物を含む金属類全てをカバーしきれておらず不十分だ、との指摘があった。

表 2 規制対象となる鉱物及び金属リスト

CN コード	種類
2609 00 00	錫鉱 (Tin ores and concentrates)
2611 00 00	タングステン鉱 (Tungsten ores and concentrates)
2615 90 00	タンタル鉱 (Tantalum ores and concentrates)
2616 90 00	金鉱 (Gold ores and concentrates)
2825 90 40	酸化タングステン及び水酸化物 (Tungsten oxides and hydroxides)
2849 90 30	炭化タングステン (Tungsten carbides)
2849 90 50	炭化タンタル (Tantalum carbides)
7108	金 (未加工、一次製品及び粉状) (Gold, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form)

¹¹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152227.pdf
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-157_en.htm

¹² http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152229.pdf

¹³ コンゴ共和国、ケニア、スーダン、ウガンダ、コロンビア、グアテマラ、ペルー

8001	錫(未加工)(Tin, unwrought)
8003 00 00	錫(棒、型材、線)(Tin bars, rods, profiles and wires)
8007 00	錫(その他) (Tin, other articles)
8101 10 00	タングステン(粉状) (Tungsten, powder)
8101 94 00	タングステン(未加工、焼結による棒状、型材状、線状を含む)(Tungsten, unwrought, including bars and rods obtained simply by sintering)
8101 96 00	タングステン線 (Tungsten wire)
8101 99	タングステン(焼結によらない棒状、型材状、線状、メッキ状、板状、平棒状、箔状、その他) (Tungsten bars and rods, other than those obtained simply by sintering, profiles, plates, sheets, strip and foil, and other)
8103 20 00	タンタル(未加工、焼結による棒状、粉状)(Tantalum, unwrought including bars and rods, obtained simply by sintering; powders)
8103 90	タンタル(焼結によらない棒状、型材状、線状、メッキ状、板状、平棒状、箔状、その他)(Tantalum bars and rods, other than those obtained simply by sintering, profiles, wire, plates, sheets, strip and foil, and other)

出所：欧州委員会規則案

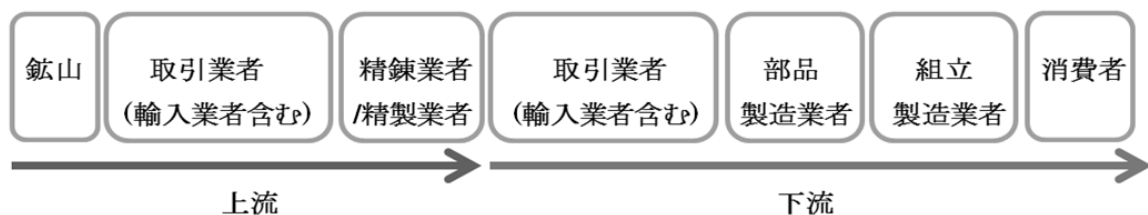
(2) 輸入業者、精錬業者／精製業者の役割を重視し、サプライチェーンの情報提供を促す

① 輸入業者が主な規制対象

規則案は、紛争及びハイリスク地域からの金または3Tの輸入業者に対し、DDGに沿った企業管理システム、リスク管理、第三者機関による監査、情報開示というサプライチェーンにおけるDDの実施を求める内容となっている。

米国ドット・フランク法やOECDのDDGは、鉱物サプライチェーンに関わる全ての企業を対象としてDDを求めているのに対し、規則案では鉱物の輸入業者に着目しているのが大きな特徴と言える。これは、鉱物の原産地に関する情報を入手することのできる最終段階が精錬所及び精製所であり、それらと取引を行う輸入業者への規制が最も効力をもたらす、との考え方による。欧州委員会は400以上の輸入業者が対象となると推定している。

図1 鉱物サプライチェーン¹⁴



出所：欧州委員会、共同コミュニケーション

¹⁴http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152228.pdf

② 責任ある精錬業者及び精製業者リストの作成

加えて、自己認証制度に参加する輸入業者が加盟国当局に提供した情報をもとに、本規則を遵守する製錬業者／精製業者の名前や住所を記載したリストを作成し、「責任ある製錬業者／精製業者リスト」として欧州委員会が公表することが提案された。同リスト作成・公表によって、サプライチェーン下流に対する情報提供が促され原産地に関する透明性が高まることとなり、企業による DD 徹底が図られるという考え方である。

(3) 自発的な自己認証制度及びその実施を促すインセンティブ

① 自発的な自己認証制度

今回の規則案は、自発的な自己認証制度を提案したにとどまり、対象企業に対し規制を義務化するものではない。この自己認証制度に参加し、「責任ある輸入業者(responsible importer)」として認定される企業は、i)企業管理システムの構築、ii)リスク管理(サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価)、iii)第三者機関による監視、並びに所在地の加盟国当局に対しこれらの情報提供及び一般への情報開示を行わなければならない。

すなわち、この自己認証制度は各加盟国当局によって実施される。認証制度に参加する輸入業者が適切に遵守できていない場合、各国当局が輸入業者に対し適切に対処するよう勧告する。勧告後も輸入業者による対応が不十分であった場合は、同規則によって規定されている「責任ある輸入業者」認証の取り消しが行われ、同輸入業者が情報提供を行った精錬業者／精製業者も EU による「責任ある精錬業者及び精製業者」リストから除外される。

② インセンティブ措置

こうした規則案を通じた DD の徹底を促すため、欧州委員会は複数のインセンティブ措置を提案した。例えば、i)欧州委員会などの EU 機関の公共調達契約において、3T を用いた携帯、パソコン、プリンターなどの製品は、OECD の DDG もしくはそれに準ずる DD の確保を調達条件とする、ii)中小企業による DD の実施を支援するため、2013 年 12 月 5 日に採択された「企業の競争力促進プログラム (Competitiveness of Enterprises and SMEs Program, COSME)」から資金提供を行うなどである。また、この他にも、EU 内外の精錬所／精製所の透明性及び DD の促進を目的とした OECD や関係諸機関に対する資金支援、サプライチェーンに関わる諸外国政府との協議や対応の連携等も提案している。

3. 米国ドット・フランク法、OECD の DDG との比較

今回発表された規制案を米国ドット・フランク法、OECD の DDG と比較すれば、以下表 3 のとおりである。ドット・フランク法との大きな違いは、i)義務付けか否か、ii)紛争鉱物の対象地域が限定されているか否かの 2 点である。規則案は、基本的には OECD の DDG に沿った内容となっているが、iii)サプライチェーンの精錬業者／精製業者に着目したこと、iv)公共調達などを通じ、自己認証制度実施に向けたインセンティブ措置を対象企業に提供することが大きな特徴と言える。

このように、規則案は、EU 独自の新しい枠組みの実現よりも、現行の枠組みを補完することを主眼としているとみてよい。一部のステークホルダーからは、規則案は OECD の DDG との違いが見られないといった批判も出ているが、上述の通り、サプライチェーンの精錬業者／精製業者並びに輸入業者の情報開示を促す仕組みによって、現行枠組みの弱点を補おうとする試みだとみてよい。

表 3 米国ドット・フランク法、OECD の DDG、EU 規制案の比較

	米国ドット・フランク法第 1502 条 ¹⁵	OECD の DDG ¹⁶	EU 規則案
規制対象者	米国に上場(SEC に登録)している企業で、コンゴ民主共和国及び周辺国 ¹⁷ 産の紛争鉱物を製品に使用する企業	鉱物サプライチェーン ¹⁸ において、紛争地域から調達される鉱物を供給もしくは使用する全ての企業	該当する鉱物を EU に輸入する業者
義務付け	SEC(米証券取引委員会)に対する報告義務	企業の社会的責任(CSR)の一環とし、義務付けではない。	自己認証制度とし、義務付けではない。
紛争鉱物	金、3T (タンタル、錫、タングステン) その他、国務長官が武装勢力の資金源になると認められたもの	金、3T (タンタル、錫、タングステン)	金、3T (タンタル、錫、タングステン)

¹⁵ <https://www.sec.gov/rules/final/2012/34-67716.pdf>

¹⁶

http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/governance/oecd-due-diligence-guidance-for-responsible-supply-chains-of-minerals-from-conflict-affected-and-high-risk-areas_9789264185050-en#page1

¹⁷ コンゴ共和国、スーダン共和国、中央アフリカ共和国、ウガンダ共和国、ルワンダ共和国、ブルンジ共和国、タンザニア共和国、アンゴラ共和国、ザンビア共和国

¹⁸ 採掘現場から下流及び最終消費者向けの完成品への組み込みまで、鉱物の取引に含まれる全ての行動、組織、関係者、技術、資源及びサービスのシステム(一般的に、採掘、輸送、取り扱い、加工、精錬及び合金化、最終製品の製造及び販売プロセス)

<p>規制 対象地域</p>	<p>コンゴ民主共和国及び周辺国</p>	<p>紛争地域及び高リスク地域 紛争地域とは武力による紛争、広範囲の暴力、その他人々に危害が及ぶリスクの存在が認められる地域。武力紛争には、複数の国が関与するもの、並びに解放紛争、反乱、及び内戦等を含む。高リスク地域には政情不安や市民インフラの崩壊、及び広範囲の暴力等がある地域を含み、広範囲な人権侵害や国際法違反等がみられる。</p>	<p>紛争地域及び高リスク地域 武力紛争を抱える地域、紛争終結後の(インフラが)崩壊している地域、崩壊国家や人権侵害もしくは国際法の侵害が広く見られるような、政府及び安全保障が脆弱もしくは欠如している地域。(OECD とほぼ同義)</p>
<p>報告内容</p>	<p>3つのステップに沿って紛争鉱物に関する情報開示・報告</p>	<p>5つのステップに沿ってサプライチェーンにおけるリスク確認とリスク対応、及び(必要な場合は)報告書の提出</p>	<p>OECD の DDG に沿ったデュー・ディリジェンスの実施、加盟国当局への報告及び、情報の公表</p>
<p>その他</p>	<p>スクラップ及びリサイクル材料の使用には適用されず 初回の報告期間 2013 年 1 月 1 日～2013 年 12 月 31 日 提出期限 2014 年 5 月 31 日</p>		<p>インセンティブの提供</p>
<p>規制目的</p>	<p>コンゴ民主共和国の武装集団の資金源を断つこと</p>	<p>企業が人権を尊重し、その鉱物採掘活動を通じて武力紛争の資金源に貢献しないこと。</p>	<p>①鉱物の採掘・貿易が武力紛争の資金源となるリンクを断つ、②紛争地域を原産地とする鉱物に対して EU 市場をより責任のあるものにする、③全サプライチェーンの DD 能力を高める</p>

4. 各界からの反応

(1) 産業界

今のところ、欧州委員会の規制案の発表を受けたビジネスヨーロッパの公式見解は出ていないが、2013年6月に欧州委員会が行ったコンサルテーションでは¹⁹、OECD方式が（義務付けによらず）柔軟かつ実務的であると評価する一方、米国ドット・フランク法は実質的には禁輸措置だとして、EUが規制の義務化を行うことには強く反対する姿勢を示していた。そのため、今回の欧州委員会の提案内容を基本的には支持するものとみられる。

一方、デジタルヨーロッパも同コンサルテーションにおいて²⁰、ビジネスヨーロッパと同様の柔軟な枠組みを求めている。なお、電子・IT業界は、産業界の中では（例えば自動車業界と比べても）、紛争鉱物対策についてより積極的な対応姿勢を取っているとみられている。

2014年3月17日～18日に行われたCFSIワークショップへの産業界出席者からも、欧州委員会の規制案は既存の取り組みを補う内容であり、新たな影響を受ける可能性は少ないとの見方が多かった。主催者側も米国ドット・フランク法を遵守している限り、規制対象となる輸入業者以外に大きな影響はないとの見解だった。

(2) NGO

多くのNGOが今回の欧州委員会の規制案に対する不満を表明している。特に、グローバル・ウィットネス（Global Witness）やヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、自発的な自己認証制度は、鉱物の原産地を明らかにする企業の取り組みを促進するには十分ではないとして、「非義務化」及び「鉱物の輸入業者に限定」とした点を強く批判している²¹。

(3) 欧州議会及び加盟国

欧州委員会の規制案は欧州議会からも反対される可能性がある。既述の通り、2014年2月に欧州議会本会議が採択した決議²²では、企業による自主的な取り組みでは十分でなく、大湖地域国際会議（International Conference on the Great Lakes Region: ICGLR）による（アフリカの紛争地域における鉱物認証制度などの）取り組み²³に加えて、EUがより強固な法的・制度的枠組みを構築する必要があり、サプライチェーンの上流に対して法的拘束力のある義務化が重

¹⁹

<http://www.businesseurope.eu/DocShareNoFrame/docs/1/OAHMDLJANCPIMKBLMPJECEMOPDW69D B3G19LTE4Q/UNICE/docs/DLS/2013-00745-E.pdf>

²⁰ http://www.digitaleurope.org/DocumentDownload.aspx?Command=Core_Download&EntryId=587

²¹ <http://www.globalwitness.org/library/proposed-eu-law-will-not-keep-conflict-resources-out-europe-campaigners-warn>

http://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/HRW%20letter%20to%20President%20Barroso%200-%2024%20March%202013.pdf

²² <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2014-0163>

²³ICGLRは「天然資源の違法開発に対する地域的取り組み(Regional Initiative against the Illegal Exploitation of Natural Resources)の下、OECDのDDGに沿った紛争地域の鉱物認証制度を2013年年から実施している。同制度の下では、ダイヤモンドに対するキンバリー・プロセスと同様、加盟国内の業者が海外に鉱物を輸出する際は、コンフリクトフリーである証明書が添付されなければならない。証明書発行の為に、各加盟国はサプライチェーン管理追跡制度の実施・監視と、第三者機関も含めた監査をおこなわなければならない。詳細は以下参照。

<http://www.oecd.org/investment/mne/49111368.pdf>

要だ、としている。加えて、紛争地域からの鉱物を使用する全企業があらゆるサプライチェーンをチェックすべきだとして、EU への輸入業者のみに対象を限定した欧州委員会の規制案とは異なる決議内容となっている。欧州議会開発委員会（DEVE）のラポーターであるジュディス・サルジェンティーニ（Judith Sargentini）議員も 2014 年 3 月 20 日に声明を出し、欧州委員会が掲げる 3 つの目的達成には、自己認証制度の実施を自発的に促すという今回の提案内容では不十分だと批判し、義務付けの重要性を主張している²⁴。

一方、加盟国については、既に OECD の DDG を各国が承認していることから、同枠組みに基づく欧州委員会の規制案を支持するものとみられる。

5. 今後の見通し

欧州委員会の規制案は、今後、欧州議会、理事会にて審議され、両者の承認を得られれば発効する。鍵を握る欧州議会は、2014 年 5 月に行われる選挙終了後に発足する新しい欧州議会の下での審議となるため、実際には早くとも今年の秋から審議開始となる。欧州議会（及び NGO）は、現在義務化を強く支持する方針だが、新議会は産業界寄りの勢力構成となることが予想されており、こうした議会方針が変わることは十分に予想される²⁵。

一方、2014 年 3 月 17 日～18 日に開催された CFSI ワークショップでは、実際に自主的スキームを活用する輸入業者は少数にとどまるのではという懸念の他、非 EU 加盟の欧州諸国に輸入業者が集中するのではないかと、といった規制案の実効性を問う声が多く出された。欧州委員会の提案は、自己認証スキームを通じ企業は社会的評価に晒されることになるため、結果として企業はより責任ある行動をとるようになるとの前提に立っている。今後の焦点は、こうした自主的スキームにどれだけの輸入業者が参加するか、そのためのインセンティブ措置が機能するかどうか、そして精錬業者／精製業者のリスト公表などの仕組みが実際にサプライチェーンにおける信頼できる情報の提供を促すかどうかであろう。

また、同ワークショップでは、ルワンダ共和国をはじめとするアフリカ諸国政府から、ICGLR は、「天然資源の違法開発に対する地域的取り組み」の下、OECD の DDG に沿った紛争地域の鉱物認証制度を行っているにも関わらず、ドット・フランク法がアフリカの一部の国を規制対象としたこともあり、海外の精錬業者／精製業者は同認証制度を有効活用せず同地域から鉱物の購入自体を避けるようになっているとの指摘も行われた。対象地域を限定せずサプライチェーンの DD の徹底を図ろうとする欧州委員会の規則案及びインセンティブ措置を柱とする対策が、こうした既存制度が生み出した問題の解決に資するのかどうかの問題も、欧州委員会の規制案を巡る今後の決定手続きにおける大きな焦点となるものとみられる。

なお、同ワークショップでは、OECD は今後 5 年以内に、スコープを拡大（紛争に影響を与える鉱物から、労働条件、環境に影響を与える鉱物へと拡大）する可能性があることも示唆された。今回の提案内容を踏まえれば、EU のアプローチもこうした OECD のスコープ拡大と連動する可能性が十分にあるといえるだろう。

²⁴ <https://groenlinks.nl/english/members-european-parliament#sargentini>

²⁵ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152231.pdf

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：紛争鉱物に関するEUの取り組みを巡る動向

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～